

# IFRS 第3号及びIFRS 第11号の修正案—従来保有していた持分の会計処理—に関する再審議の状況

IASB 客員研究員 原 寛

今回は、私が他の IASB スタッフと共同で 2017 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会 (IFRS-IC) 会議及び 2017 年 4 月の国際会計基準審議会 (IASB) 会議にスタッフ・ペーパーを提出した、IFRS 第 3 号「企業結合」及び IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の修正案に関する再審議の状況についてご報告申し上げたいと思います。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解であることをあらかじめ申し添えます。

## 背景

IASB は 2016 年 6 月に、公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理 (IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正案)」を公表し、同年 10 月までコメントを求めました。その結果、80 通のコメント・レターが IASB に寄せられました。

再審議では、「事業の定義」と「従来保有していた持分の会計処理」を別々に議論しており、私の担当は後者の論点となります。した

がって、以下では当該論点に絞って説明させていただきます。なお、上述の 80 通のうち 67 通のコメント・レターから当該論点に関するフィードバックが提供されました。

## 従来保有していた持分の会計処理に関する IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正案の概要

修正案の概要は、以下のとおりです。

### 質問 3<sup>1</sup>—従来保有していた持分の再測定

共同支配事業（以下「JO」という。）である事業に対する持分の取得に関する実務の不統一に対処するため、IASB は次のことを明確にする目的で IFRS 第 3 号第 42A 項を追加し、IFRS 第 11 号 B33C 項を修正することを提案している。

- (a) 支配の獲得時に、企業は、JO の資産及び負債に対して従来保有していた持分（以下「既存持分」という。）を IFRS 第 3 号第 42 項に記述されている方法で再測定すべきである (IFRS 第 3 号の修正案)。
- (b) 共同支配の獲得時に、企業は、JO の資産及び負債に対して既存持分を再測定すべきで

1 公開草案におけるコメント提供者への質問番号（以下同様）。

はない (IFRS 第 11 号の修正案)。  
 これらの IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正案に同意するか。反対の場合、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

#### 質問 4—経過措置

IASB は、既存持分の会計処理に関するガイダンスを明確化する IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正を将来に向かって適用し、早期適用を認めることを提案している。  
 これらの経過措置案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

### IFRS 第 3 号の修正案の詳細—提案の背景とコメント提供者のフィードバック

IASB は、JO に対する支配を獲得する前に企業が当該 JO の資産及び負債に対して有していた既存持分が再測定されるべきことを明確にする提案を行いました。これは、このような支配の獲得も IFRS 第 3 号の段階的に達成される企業結合であると考えたためです。

現行の IFRS 第 3 号第 42 項が段階的に達成される企業結合に関する会計処理を規定していますが、同項が直接的に言及しているのは、支配の獲得前に企業が被取得企業の「資本持分 (例：株式)」を有している状況です。したがって、このような場合に既存持分を公正価値で再測定することは現行規定から明確ですが、JO の資産及び負債に対する既存持分が「資本持分」に含まれるか否かに関して実務で異なる解釈が存在し、その結果、ある企業は資本持分と同様に再測定の規定を適用しているのに対し、

他の企業は再測定の規定を適用していないという、実務上のばらつきが報告されました。これは主に典型的な資本持分である株式の場合には、既存持分が「投資」として一行で報告されるのに対し、JO の資産及び負債に対する既存持分の場合には、企業が権利・義務を有する JO の個々の資産及び負債を取り込むため、資本持分には該当しないと考える関係者が存在するためです。

IASB は、既存持分の形式が重要なのではなく、支配の獲得により、既存持分の性質や当該持分を取り巻く経済的状況の著しい変化が生じている事実に着目し、当該重要な経済事象の発生により既存持分の公正価値での再測定が必要になると考えました。

当該提案に関しては、コメント提供者から広範囲の支持が得られました。

### IFRS 第 11 号の修正案の詳細—提案の背景とコメント提供者のフィードバック

IASB は、JO に対する共同支配を獲得する前に企業が当該 JO の資産及び負債に対して有していた既存持分が再測定されるべきでないことを明確にする提案を行いました。これは、共同支配の獲得は既存持分の性質を変化させるものではありませんが、企業集団の境界の変更<sup>2</sup>や JO の既存持分の会計処理方法の変更<sup>3</sup>を生じさせるものではないことに着目したことによるものです。すなわち、このような取引は、支配の獲得時のような重要な経済事象の発生はなく、むしろ関連会社に対する投資が共同支配企業 (JV) に対する投資になる取引及びその逆の取引に類似しており、同様の会計処理が適用

2 支配の獲得時は被取得企業が新たに子会社となるため、企業集団 (親会社及びその子会社) に変更が生じますが、共同支配の獲得の場合には子会社化するわけでないため、企業集団に変更は生じません。

3 JO に対する会計処理は、共同支配の獲得前後ともに、企業が権利・義務を有する JO の個々の資産及び負債を取り込む処理であり、その点で変更は生じません。

されるべきと考えました。<sup>4</sup>

現行の IFRS 第 11 号 B33 項が JO に対する持分の取得の会計処理を規定しており、特に B33C 項において、共同支配事業者（ジョイント・オペレーター）が JO に対する持分を追加的な取得によって増加させる場合<sup>5</sup>、ジョイント・オペレーターが共同支配を維持するケースにおいては、当該 JO に対する既存持分は再測定されないと規定されています。したがって、このような場合に既存持分を公正価値で再測定しないことは現行規定から明確ですが、公開草案が対象としている共同支配の取決めの当事者<sup>6</sup>が新たに当該 JO に対する共同支配を獲得する場合には、実務で異なる解釈が存在し、その結果、ある企業は共同支配を維持する場合と同様に再測定しないのに対し、他の企業は再測定を維持する場合ではないので再測定する<sup>7</sup>という、実務上のばらつきが報告されました。

IASB は、共同支配を維持する場合も、新たに共同支配を獲得する場合も、支配の獲得時のような重要な経済事象の発生がなく、企業集団の境界の変更や既存持分の会計処理方法の変更もないことから、既存持分の再測定は行われないと考えました。

当該提案に関しては、コメント提供者から広範囲の支持が得られました。なお、一部のコメント提供者から、IASB が IFRS 第 11 号の適用後レビュー（PIR）の開始を予定していることに鑑み、当該 IFRS 第 11 号の修正は、PIR の一環で取り扱うべきとの意見が寄せられまし

た。また、これに関連して、他のコメント提供者からは、IASB は公開草案が対象としている一部の取引に限定せず、より包括的に持分の変更を伴う取引の会計処理を検討すべきといった意見や、そのような包括的な検討を行うまでは、公開草案における一部の取引を対象とした修正を先に行うべきでないといった意見が聞かれました。

## IFRS-IC 会議の再審議の状況

2017 年 3 月の IFRS-IC 会議で、受領したフィードバックを踏まえ、再審議が行われました。その結果、後述する「既存持分の再測定の範囲」に関する論点を除き、IFRS-IC は IASB に対して、IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正案を公開草案から重要な変更なく、最終基準化するべきとの提案を行うことを決定しました。

なお、経過措置（遡及適用ではなく、発効日以降に生じた取引を対象とし、将来に向かってのみ修正案を適用）については、ほぼすべてのコメント提供者から支持が得られ、IFRS-IC も当該提案の維持を IASB に対して提案しました。

### 【既存持分の再測定の範囲】

一部のコメント提供者から、IFRS 第 3 号の修正案に基づく JO の資産及び負債に対する既

4 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」第 24 項では、このような取引において企業は、持分法の適用を継続し、残存持分は再測定しないと規定されております。

5 当該 JO の活動が IFRS 第 3 号で定義される「事業」を構成する場合に限ります。

6 JO の当事者であるものの共同支配は有さず、当該 JO の資産に対して直接的な権利、負債に対して直接的な義務を有する者を意味する用語として使用されています。

7 この見解を支持する者は、IFRS 第 11 号 B33A 項で、企業が JO に対する持分を取得し、その JO の活動が IFRS 第 3 号で定義される事業に該当する場合には、IFRS 第 3 号及び他の IFRS における企業結合の会計処理に関する原則を、IFRS 第 11 号のガイダンスと矛盾しない限りにおいてすべて適用すると規定されていることも、追加的な根拠と考えています。

存持分の再測定に関して、企業は支配獲得直前に認識していた当該 JO に対する個々の資産及び負債のみを公正価値で再測定すべきなのか、それとも当該 JO に対する持分全体を公正価値で再測定すべきなのか、明確化を求める意見が寄せられました。<sup>8</sup>

IFRS-IC は当該論点について議論したものの合意には至らず、本論点についてのみ追加的な検討を行い、将来の IASB 会議において当該論点を審議するようにスタッフに対して指示しました。

### IASB 会議の再審議の状況

2017 年 4 月の IASB 会議において、IFRS-IC の提案を考慮した上で、再審議が行われました。その結果、IASB は IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正案を公開草案から重要な変更なく、最終基準化することを決定しました。

なお、既存持分の再測定の範囲に関しては、スタッフの追加的な分析に基づき審議した結果、当該 JO に対する持分全体を公正価値で再測定すべきことを明確にすることを決定しました。主な根拠としては、現行の IFRS 第 3 号における段階的に達成される企業結合は、既存持分の公正価値による売却と支配持分の新規取得が生じたものとみなして会計処理を行うこととされており、JO に対する持分全体を公正価値で再測定する処理は既存持分を公正価値で売却した場合に生じるであろう損益を認識することになるため、これと整合的であると考えられたためです。

### 今後の予定

IASB は将来の会議において、最終基準の発効日及びデュー・プロセス・ステップについて審議する予定です。

8 たとえば、当該 JO に未認識の無形資産やのれんの価値が存在する場合に、前者の見解をとると既存持分の再測定においてこれらの資産の価値は反映されませんが、後者の見解をとるとこれらの資産の価値も考慮されることになります。